明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔国会事項〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収、有権者申出方、国営土地改良事業の工事完了関係　一
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他
〔告　示〕
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二一五）　三
○保安林の指定を解除する件（農林水産一四〇〇～一四一一）　五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一四一二）　六
○生産業者の名称及び住所並びに輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一四一三）　六
○一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件（国土交通七六五）　六
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同七六六）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の事業場の所在地を変更する件（海上保安庁四八）　六
○海技免状の無効を宣する件（海難審判所一、二）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一九六）　六

告示

○外務省告示第二百十五号

平成三十年六月十二日に東京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

平成三十年六月二十一日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億千万円

3　贈与の供与期限　平成三十八年十二月三十一日

4　署名者

日本側　引原毅在ラオス大使

ラオス側　ヴィロード・スンダーラー駐日大使

○農林水産省告示第千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年六月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市木次町北原一一〇〇・一四六一の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一四六八の一・一四七一の一・一六二三の二六・一六二三の二七・一六二三の六三（以上五筆国有林）、大東町上久野一八五三の六、一八五四の五、一八五六の二、一八六九の六、一八七〇の四、一八七一の七

二　(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　指定理由の消滅

(三)　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市三刀屋町乙加宮二九二二の一

(四)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(五)　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年六月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県加古川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年六月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市上田上大鳥居町字人見四六〇の三・四六〇の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四六〇の四から四六〇の六まで、字杳掛四六四の二・四六四の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四六四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年六月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市上田上大鳥居町字人見四六〇の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字杳掛四六四の二（次の図に示す部分に限る。）、四六四の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年六月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**